

## 令和7年5月 守口市教育委員会定例会

○日 時 令和7年5月30日（金）  
午後3時30分～午後4時16分

○場 所 守口市役所 6階 教育委員会会議室

○出席者

教育委員

教育長職務代理者 杉岡 佐緒 理

委員 田中 満 公 子

委員 古川 知 子

委員 中野 澄

事務局等

教育監 原田 英和 健康福祉部長兼市民生活部付部長 増田 敬宜

教育部次長 瀬尾 邦雄 教育総務課長 水野 敦夫

学校教育課長 中西 崇介 保健給食課長 鈴木 将巳

教育センター長 間宮 大輔 学校教育課参事 森尾 輝義

教育総務課長代理 巽 陽子 学校教育課長代理 山口 喜孝

生涯学習・スポーツ振興課長代理 岡田 光央 学校教育課主幹 赤城 敬二

教育総務課主任 鮎谷 尚 保健給食課主任 浦畑 怜子

保健給食課主任 西山 将司 教育センター主任 野村 逸平

○付議事件

議案第18号 守口市立中学校給食調理業務委託事業者プロポーザル選定委員会条例案についての意見

議案第19号 令和7年度教育費補正予算案についての意見

報告事項1 さくら小学校校舎増築工事について

報告事項2 守口市立学校の学校教職員の時間外勤務時間について

- 報告事項 3 守口市適応指導教室設置要綱の一部を改正する要綱について
- 報告事項 4 守口市スポーツ関係団体補助金の調査について
- 報告事項 5 八雲中学校義務教育学校建設工事について

開会 午後 3 時 3 0 分

○杉岡教育長職務代理者 ただいまから、教育委員会の定例会を開会いたします。

本日、教育長は公務のため欠席されていますが、委員の過半数に御出席いただいておりますので、会議は成立しています。

なお、議事進行は、教育長職務代理者である私が代行させていただきます。

それでは、日程第 1 「会期について」お諮りいたします。

本日の定例会の会議時間は、午後 3 時半から 5 時半までの 2 時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○杉岡教育長職務代理者 異議なしと認め、会議時間は午後 5 時半までの 2 時間といたします。

それでは次に、日程第 2 「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は、古川委員を御指名申し上げますので、よろしく願いいたします。

次に、日程第 3、議案第 1 8 号「守口市立中学校給食調理業務委託事業者プロポーザル選定委員会条例案についての意見」を議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○鈴木保健給食課長 それでは、議案 1 8 号「守口市立中学校給食調理業務委託事業者プロポーザル選定委員会条例案についての意見」につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書 1 ページから 3 ページを御参照ください。

本市では、令和 7 年 3 月に「守口市立中学校等給食実施方針」を策定し、令和 8 年度からの中学校等給食における全員喫食制の導入に向け、鋭意取り組んでいるところでございます。

今般、本方針に基づき、令和 8 年度 2 学期からの給食提供開始をめざし、中学校におけるデリバリー方式による給食調理業務委託事業者を新たに選定する必要がございます。

ます。

つきましては、その実施に際し、民間事業者のノウハウ等を活用し、より良い事業展開を図ることとして、公募型プロポーザルによって事業者を選定するため、学識経験者等から構成される本委員会を設置しようとするものでございます。

それでは、条文に沿って御説明いたします。

議案書2ページを御参照ください。

初めに、第1条は、本委員会を地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として設置することとし、第2条では、その所掌事務を定めるものでございます。

第3条から次のページの第7条までは、本委員会の委員構成や委員長等の選出方法、その職務及び会議等について、それぞれ定めるものでございます。

なお、附則でございますが、第1項は施行期日を公布の日からとし、第2項は本条例を令和8年3月31日限りで失効させるものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○杉岡教育長職務代理者 説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんか。

よろしいですか。

特にないようですので、採決いたしたいと思います。

議案第18号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○杉岡教育長職務代理者 異議なしと認め、議案第18号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第19号「令和7年度教育費補正予算案についての意見」を議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○鈴木保健給食課長　それでは、議案第19号「令和7年度教育費補正予算案についての意見」について御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書4ページから7ページまでを御参照ください。

まず初めに、5ページにまいりまして、本補正予算についての意見を大きく2点御説明させていただければと存じます。

1点目ですが、本市では令和5年度2学期から子育て支援をはじめとする未来への投資促進として、子育て世帯への経済的な負担を軽減するため、守口市立小学校及び義務教育学校前期課程に在籍する児童に係る学校給食費の恒久的な無償化を実施してまいりました。

一方で、令和6年12月には、精白米の急激な値上がりを始めとして、給食物資の価格高騰が著しく、物価の低下も見込まれないことや今後献立を工夫するだけでは適切な栄養摂取を図ることが困難な状況となったことから、やむなく令和7年4月からの引上げを決定したところでございます。しかしながら今般、令和7年度におきましても、給食物資の選定に際しては、現状の給食費水準の維持に向けた価格交渉等適宜行ってきたところですが、給食物資の価格高騰は総じて続いております。

以上のことから、現在の給食費では、令和7年度2学期以降の適切な給食提供が継続できないことと判断いたしましたことから、再度、一食当たりの給食費を30円引き上げるため、所要となる費用の歳入歳出予算の補正措置が必要となるものでございます。

次に、6ページを御参照ください。

2点目といたしまして、議案第18号でも御説明いたしましたとおり、令和8年度からの中学校等給食における全員喫食制の導入に向け、中学校におけるデリバリー方式による給食調理業務委託事業者を公募型プロポーザルで新たに選定するとともに、それに伴います給食施設を改修するための実施設計等業務委託を実施するため、所要

となる費用の歳入歳出予算の補正が必要となるものでございます。

次に、補正予算の内容といたしまして、7ページの令和7年度教育費補正予算案に係る表を御参照ください。

項目の1としまして、「一般事務費」では、歳出は小学校等給食費の改定に伴う補助金及び公募型プロポーザルによる選定に伴う委員としての非常勤職員報酬をそれぞれ記載の金額で計上しているものでございます。

項目の2といたしまして、「学校給食事業（中学校）」では、歳出は実施設計等に係る委託料を計上するとともに、歳入はその特定財源の市債として、義務教育施設整備事業債をそれぞれ記載の金額で計上しております。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○杉岡教育長職務代理者 説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんか。

すみません、じゃあ、私のほうから質問なんですけども、今、お米不足が世間的にはすごく大変な問題なんですけど、給食はお米がなくなって困るとかそういう危険性というのは全く考えなくても大丈夫なんでしょうか。

○鈴木保健給食課長 給食に関わります精白米につきましては、大阪府給食協会を通じまして購入しているところでございます。大阪府給食協会におきましては、そういう大量の給食用のお米ということで専門業者を通じて、その枠分は確保できておるとい認識でございまして、一方で、今回給食費の改定をお願いしておりますのは、その価格がやはり高騰が続いておるといところでの改定をお願いするものでございます。

以上でございます。

○杉岡教育長職務代理者 ありがとうございます。他に御意見、御質問ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、ほかに御意見、御質問がないようですので、採決いたしたいと思います。

議案第19号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○杉岡教育長職務代理者 異議なしと認め、議案第19号につきましては、原案どおり決定いたしました。

それでは次に、報告事項に移ります。

報告事項1「さくら小学校校舎増築工事について」の説明をお願いします。

○水野教育総務課長 それでは、御報告いたします。議案書9ページを御覧ください。

令和7年5月1日付でさくら小学校校舎増築工事に係る条件付一般競争入札を公告いたしました。今後契約に向けて手続を進めてまいります。

公告の概要につきまして説明させていただきます。

工事名は記載のとおりです。工事場所につきましても、今のさくら小学校の運動場です。工期ですが、契約締結の日から令和8年6月30日まで。工事概要としましては、さくら小学校増築工事に伴う建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事一式となっております。工事面積や建築内容につきましては、記載のとおりでございます。建築内容にありますとおり、棟を2つL字型で建て、本館とつなぐ渡り廊下も鉄骨造りで設置する予定としております。

今後の予定ですが、本日開札がございました。週明けまして、6月2日に落札決定させていただいた後、4日に落札事業者と仮契約を締結させていただきます。

次回の市議会定例会に議案提出する前に教育委員会で意見提出を行おうと考えております。先日調整させていただきましたとおり、6月10日に臨時会を開催させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○杉岡教育長職務代理者 説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんか。

よろしいですか。

では、報告事項2「守口市立学校の学校教職員の時間外勤務時間について」の説明をお願いします。

○中西学校教育課長 それでは、守口市立学校の学校教職員の時間外勤務時間につきまして御報告させていただきます。

恐れ入りますが、議案書10ページ以降を御参照ください。

令和6年11月の定例会で報告しましたとおり、本市におきましては、学校教職員の時間外勤務時間の状況及び今後取り組むべき業務改善の施策等をホームページにて公表し、現状の把握と課題を明確にした上で、学校教職員の業務改善に取り組んでいます。

このたび、令和6年度分の教職員の時間外勤務時間について資料に反映させ、お示しをしております。

初めに、議案書10ページの中段の2、右側の点線枠、「時間外勤務時間の上限（年間360h以上）超えの割合の比較」を御覧ください。

時間外勤務時間の上限超えの割合について、令和4年度から令和6年度の推移を見ますと、小学校等では50%から37%で13ポイント、中学校等では76%から58%で18ポイント減少しており、大きな改善が見られます。

要因としては、小学校等においては、これまで学級担任が担っていた朝や終わりの会、給食指導、提出物のチェック等を学年で分担して行うなどの組織的な動きによる業務の平準化を進めていること、中学校等においては、先述の取組に加え、令和6年度より実施した部活動の標準活動時間の設定やスクールサポートスタッフの増員などによるものと捉えております。また、それぞれの学校において、学校長を中心に、こ

れまでの当たり前を見直して、行事や会議の精選を行っていることも要因の一つであると捉えています。

5月の校長会教頭会では、学校ごとの状況を個別に配付した上で、職種ごとの時間外勤務時間の経年比較を基に、自校の傾向をつかみ、データを基にした業務改善を進めるよう確認しています。

例えば、自校の教諭等の時間外勤務時間の月平均が市内全体と比較して多いのか少ないのか、また、そのような中でも改善傾向が見られるのかそれとも悪化しているのかなど、原因を分析し、今後の方策に活かしていくということです。

ここで、データに特徴が見られる学校について紹介いたします。

議案書14ページを御覧ください。

まずは、右下のさくら小のグラフを御覧ください。

さくら小は、教諭等の時間外勤務時間は市全体と比較して非常に少ない、いわゆる良好な状態であるといえます。その上で、3年間の経年比較でも、年々改善が見られています。これは、情報の共有をデジタルツールで行うなどを徹底するなど、管理職が業務を整理し、また自らが定時に退勤することで、教職員が退勤しやすい雰囲気をつくっていることが大きな要因と捉えています。

続いて15ページの真ん中、大久保中のグラフを御覧ください。

大久保中は、昨年度から2年生において「学年チーム制」の取組みを試行実施しています。生徒指導や不登校対応などについて、これまで主に学級担任が担っていたことを、学年の担当がマネジメントして、担任にこだわらず、適切な者が対応していくという仕組みです。このような組織的な取組みの成果もあり、もともと市全体と比較しても時間外勤務時間の状況が深刻でありましたが、それが大きく改善しています。

最後に、同じく15ページの上段、庭窪中のグラフを御覧ください。

大半の中学校等で教諭等の時間外勤務時間が減少しているにもかかわらず、庭窪中においては増加しています。ヒアリングを行い学校長に確認したところ、業務分担が

うまく機能しておらず、特定の教職員への負担が生じていることや、生徒指導対応が生起した際に学年教職員は皆残ることが当たり前といった旧態依然の慣習が残っていることなどに要因があることが分かりました。対応策として、年度末の総括で校務分掌の改定を提案、実施することや、それぞれの担当のリーダーのマネジメント機能を強化し、無駄に学校に残る、何となく学校に残るといった慣習をなくしていくことを確認しました。

市教委としましては、今後もこのようなデータを活用しつつ、日々の学校訪問やヒアリング等で状況確認を行い、業務改善を推進していきたいと考えています。なお、更新された資料については、ホームページに掲載し、広く市民にも発信いたします。

以上、簡単な説明ではございますが、御報告とさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、お気づきの点や御意見等がございましたら、今後の対策等に反映させたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

○杉岡教育長職務代理者 説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんか。

○田中委員 丁寧に御説明いただきありがとうございました。12ページの一番下に点線で囲まれて、小学校のR5、R6、全国、守口、中学校も書かれておりますが、やはりこの数字を見ましても、全国の中でも守口市は非常に成果を上げているのではないかと思います。ぜひ、全国の公開されているような数字が多分文部科学省等からですけれども、あるのであれば、それもしっかり組み込んでいただいて、市だけではなくて全国、大阪府下でも結構ですけれども、そういう視点で書いていただくのも一つかなというふうに思います。

そもそも、そういう成果を上げておられるのは、今の御説明にもありましたけれども、次のページの「業務改善の取組み」、数えてみたら16業務あったんですけれども、それらが関連しながら功を奏しているのではないかなというふうに思います。

以前も申し上げましたように、文部科学省主催の全国の教育委員の研修会というの

があるんですけども、そちらで参加しましたときにオンラインでZ o o mでグループに分かれるんですけども、その中で特に昨年でしたので、14日間も学校閉校日の話をいたしましたところ、本当に全国の参加されていた同じグループの委員の方々から非常に質問を受けて、あ、できるんやっというようなそういう感触も得ていますので、ぜひ今実施されていることを今後につなげていただくと同時に、全国の中でも守口市は頑張っている、取り組んでいるということ、管理職だけではなくて、現場の先生方にも実感していただけたらなというふうに思いました。

以上です。

○杉岡教育長職務代理者 ありがとうございます。

○赤城学校教育課主幹 心強いお言葉、ありがとうございます。

先ほどアドバイスいただきましたように、本当に見せ方というのは大事だと思います。成果等それをしっかり見せることによって、目的の一つに教職員不足を何とか解決していく必要があるということ、をうたっております。同時に守口市もやはり例えば講師の先生がぜひ守口で働きたいというふうに、守口市の教育の質を上げていくためにもそうやって講師の先生もたくさん来ていただくことも必要だと思っておりますので、このホームページ公表も含めて、あらゆる場面で守口市の取組みを説明する機会があると思いますので、見せ方にしっかり意識しながら事実をしっかりと宣伝できるように努めてまいります。ありがとうございます。

○杉岡教育長職務代理者 ほかにいかがでしょうか。

○中野委員 先ほどの中学校の業務改善の御説明の中で、小学校に加えて部活動と もう一つ、人材の御活躍みたいなお話があったんですけど、どういう方でしたか。

○赤城学校教育課主幹 スクールサポートスタッフというふうに言いまして、学校の業務ではあるけども、必ずしも教員がしなくてもよいという業務を分類しまして、それに従事していただいている職です。例えば電話の一時対応であったり、来客の一時対応、あとは多岐にわたるんですけども、清掃から掲示物の手伝い、プリントの印

刷の手伝い、例えば元教諭とかもおりますので、簡単な小テストの採点等もやっていただける方がいらっしゃいます。1日4時間勤務の方を2名配置しております。

○中野委員　　ありがとうございました。学校現場としてはありがたい取り組みかなと思いました。

ちょっと2点、懸念といいますか、お願いですけれど、まず一つは、その業務改善と言ったときにどうしてもそれぞれの方が少し早く帰ろうとかいうこととか、先ほどおっしゃったように自分で抱え込まずサポートスタッフにというような形があると思うんですけども、誰かの仕事をほかの方が分担するという先ほどの平準化ということですよ。ほかと分担できないのかということもすごく大事なので、早く帰るということをみんながやったら減るんだということは確かにそうでしょうけど、いつか限界が出てくると思います。例えば生徒指導である事案が起こったときに、一見無駄に見えますけれど、いろんな先生が残ってることの一番のよさは、リアルタイムでその情報が共有される。なので、次の対策ということもそこでやることによって、次の日にスタートからできるというようなそういう要素もあるんですね。だから、残ってなければならないということではなくて、早く帰るということは、情報共有の新たなスキルみたいなのを獲得しなければならないと。残っていた人の方針で残っていた人がやるというような形になってしまうと、恐らくそれはちょっとチーム学校とは違うかなというふうに思いますので、その辺りも恐らく管理職の方、あるいは生徒指導の御担当の方は上手にやっておられると思いますので、その情報共有をどうしているのかとかいうことについてもまた情報を集められるようお願いしたいと思います。

以上です。

○赤城学校教育課主幹　　貴重な御意見ありがとうございます。2点のうちの1点目、業務の平準化というところですが、おっしゃるように、この数値だけ、数字だけ見ても分からない部分はたくさんあります。一見、非常に残業時間が少ないと見えても、実は中学校では二こぶになっているとかいう現状は十分に考えられます。仕組みとし

まして、毎月80時間もしくは100時間を超える残業時間の教職員に関しては報告を求めているところですし、また市教委のほうでも教職員の残業時間の数字は確認できるようになっておりますので、この平均の数字だけにとらわれず、その学校の生の数字といたしますか、そういうところにしっかり着目しながら、業務の平準化、これはもう学校長を通じて伝えていきたいというふうに思っております。

もう1点、生徒指導等についてですけれども、おっしゃるようにその生徒指導事案によっては、当然残業時間が必要なときがあることも市教委としては当然把握しておりますし、校長会等でもそういうお話もさせていただいています。情報共有のツールも今はT e a m s であったり、そういったところで共有できるツールがありますので、それもうまく活用しながら、軽重は当然つけていきながら、先ほどアドバイスいただきましたように、その担当のリーダーになる者がしっかり業務を差配していくといたしますか、そういった資質も非常に大事になってくると思います。ですので、管理職を通じまして、その辺のリーダーの育成、そういったところも着目しながら進めていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○杉岡教育長職務代理者      では、ほかによろしいでしょうか。

○田中委員      これも既に取り組まれているっていうか、心得ておられると思うんですけども、お願いというか確認なんですけど、例えば今15ページの一番上の段の真ん中に庭窪中学校があるんですけども、教諭は全員の方々の数字ですけども、校長先生と教頭先生は、もうこれR4、5、6っていうことになると、もう特定されてくるわけなんですけども、例えば教頭先生はR4とR5、それからR6が半分ほどに時間になっていると思うんですね。学校のそれぞれの状況があるとは思いますが、見方によっては、個人の教頭先生に意識がいつてしまうことがあるかと思っておりますので、その辺りのところは、ぜひ御尽力された教頭先生のこと考えながらっていうところをお願いしたいと思います。

以上です。

○赤城学校教育課主幹 御意見ありがとうございます。おっしゃるように、特に個人に特定されてしまうというところがあります。学校長のほうには、当然この数字を見て、この数字だけでどうこうというのではなくて、その裏には何があるのか、もちろんその管理職の先生方の、その教職員の方々の気質といいますか、そういうところも学校によってはちょっと違うところもあることも把握しておりますので、そういう中でただなかなか深刻な時間外の状況があった場合は、どうやってそれを解決していけばいいのかというのは、しゃくし定規に減らしましょうではなくて、その学校に寄り添いながら、学校長と密に連携を取りながら進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○杉岡教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほか、御意見よろしいですか。

では、次の報告事項3「守口市適応指導教室設置要綱の一部を改正する要綱について」の説明をお願いします。

○野村教育センター主任 守口市適応指導教室設置要綱について御報告申し上げます。

議案書の16ページ以降を御参照ください。

教育センターの教育相談事業の一つである「守口市適応指導教室」は、心理的または情緒的な原因によって登校できない状況にある児童生徒に対して、学校生活への復帰を援助することを目的にし、市の課題である不登校に対する取組みとして、今日まで継続しております。

また、市内南部地域・西部地域からの利便性を考慮し、樟風中学校地域連携棟和室での活動を6月下旬より開始するため、開室に向けて、指導員の配置及び指導内容の精査などを進めるために、6月3日に推進委員会を開催する予定としております。

このたび、不登校児童生徒への支援の現状を踏まえ、要綱を一部改正しましたこと

を御報告いたします。

主な改正の内容を御説明いたします。

まず、近年、不登校児童生徒への支援の在り方が、不登校児童生徒への支援は学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すものと捉えられるようになったことを受け、名称及び設置の目的にも反映させます。

こちらは、要綱名と第1条に関するものです。これまでの守口市適応指導教室の設置要綱では、第1条で「心理的又は情緒的な原因によって登校できない状況にある児童生徒に対して、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を援助するため、守口市適応指導教室を設置する」とありましたが、この改正により、適応指導教室から教育支援センターと名称変更を行い、目的を「学校生活への復帰の援助を含め、社会生活への自立を支援する」ものであると記載いたしました。また、それに伴い、第3条の業務は「集団生活への適応指導」を「社会生活への自立支援」と記載いたしました。

次に、樟風中学校での活動を新規に行うに当たり、第2条に樟風中学校分室として位置の追加を行いました。

そのほか第3条から第12条までは、名称の変更に伴い、「適応指導教室」から「教育支援センター」への文言整理を行っております。

要綱の改正については、以上となります。

なお、今後適応指導教室については、教育支援センターとして、子供たちの社会的な自立を目指し、キャリア教育の視点である自己理解、共感的人間関係、課題解決、キャリアプランニングの四つの視点から活動を見直し、支援を続けていく計画です。

樟風中分室については、6月から順次見学などを受け付け、まずは週1回木曜日に受入れを開始します。樟風中への地域連携棟を活用し、現在梶小学校で活動を行っている職員から木曜日に樟風中学校で活動できる職員を配置する予定となっております。運用を進めながら、課題に対応しつつ改善を図ってまいります。まずは、6月校長会

で各学校に周知をしつつ、夏季の研修の保護者参加を促している不登校対応の研修会での周知なども併せて周知していく予定としております。

以上、簡単ではございますが、御報告とさせていただきます。

○杉岡教育長職務代理者 説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんか。

○中野委員 今回の御説明のその要綱の中に、第1条の改正後の上から3行目、これ先ほどの読まれたときは社会生活とおっしゃってたんですけど、ここには社会への自立って書いてあるんですけど、これどっちですかね。

○野村教育センター主任 失礼します。先ほどのものが間違いで「社会への自立」が正しくなっております。

○中野委員 それから、今日いただいたこの資料ですけども、本当によくできていると思います。これはどこかにデザインとか出されたんですか。それとも自前で作られたんですか。

○野村教育センター主任 デザインに関しては外注したものではなくて、C a n v a という教育系アプリを使用しながら作成したものとなっております。

○中野委員 いやあ、素晴らしいです。それから、このいろいろなメッセージが本当に不登校の状態にある子供や、それから御心配な保護者の方には、本当にこのセンターなり、あるいは守口市の進める施策というのが、支援だということがよく伝わるいい内容だというふうに思いました。

具体的にはこれからいろんなケースが出てくると思うんですけど、またお知らせいただければありがたいと思います。

御苦労さまでした。

○杉岡教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

では、報告事項4「守口市スポーツ関係団体補助金の調査について」の説明をお願い

いします。

○増田健康福祉部長兼市民生活部付部長　　現在、令和7年度当初予算がまだ可決されずに暫定予算となっておる状況でございます。その原因といたしまして、スポーツ関係団体補助金のこれまでの取扱いについて、種々守口市議会のほうから御指摘を受けておりますので、その点について御報告をさせていただきます。

まず、スポーツ関係団体補助金とは、補助要綱を制定しておりますが、その中におきまして、本市において体育・スポーツの普及及び競技力の向上を目的として活動するスポーツ関係団体に対し交付することとされておりました、補助金の上限額は、1団体当たり5万円、補助率2分の1でございます。補助対象経費につきましては、要綱で定められておるんですが、消耗品費でありますとか、あとチラシ、ポスター、プログラム等の印刷製本費、また郵便料等の通信運搬費、あと会場の使用料等、そしてその他教育長が認める経費というふうに規定されております。

議会のほうから御指摘いただいている事項でございますが、資料の右下に四角で囲ませていただいている内容のとおりでございます。

まず、各スポーツ関係団体が、自団体に所属する会員数に応じて1人当たり200円を個人登録料の①番でございますが、その個人登録料といたしまして、NPOのスポーツ協会にお支払いになった後、同額相当分をスポーツ協会からその各スポーツ関係団体に補助金として、これ④に当たるんですが、支払われております。このお金の流れを還流というふうに指摘されております。

そして、この仕組みによりまして、各スポーツ関係団体は実質的に支出が生じていないにもかかわらず、一部団体におかれまして、その①の個人登録料を補助対象経費として市に補助申請、②のところなんですけれども、市に補助申請をされまして、その2分の1の補助金交付を受けているということから不適切な取扱いであるというふうに御指摘いただいております。

また、協会への会費4万円、⑤に当たりますが、こちらのほうも一部団体において

補助対象経費としていることから、間接的にスポーツ協会のほうへ補助する迂回補助金に該当するのではないかというふうに指摘されております。

以上、この調査につきましては、市としてもしっかりとやっていくというふうな方向で答弁はしております、続いて調査をしていく予定としております。

以上で、簡単ではございますが、御報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○杉岡教育長職務代理者　説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんか。

○中野委員　今御説明いただいた資料28ページの資料のちょっとこの示し方について確認なんです、スポーツ関係団体のところに緑の線で囲ってあって、「支出例」ってというのが全部で五つ挙がってますよね。そのうちでグレーの網かけで実線の緑が個人登録料と協会会費っていうことで、この破線と実線、色がついてると色がついていないということについて、もう一度ちょっと教えていただけますか。

○増田健康福祉部長兼市民生活部付部長　まずここに「支出例」と書かせていただいておりますのは、その要綱に支出に対する補助対象経費として、明確に書いていない部分を記載させていただいております。その中で、網かけさせていただいておりますのは、特に補助対象経費としてもなじまないのではないかという部分でグレーの網かけ、個人登録料と協会の会費を網かけさせていただいているところでございます。

○杉岡教育長職務代理者　ほかにいかがでしょうか。

では、次に報告事項5「八雲中学校区義務教育学校建設工事について」、説明をお願いします。

○水野教育総務課長　それでは、報告事項5「八雲中学校区義務教育学校建設工事について」、ご報告させていただきます。議案書30ページ及び31ページをご覧ください。

まず、30ページの入札不調について、当該工事の概要ですが、予算額は、87億

8, 141万円、内訳としては、令和7年度が19億5,144万4千円、令和8年度が68億2,996万6千円です。工期は、契約締結日から令和9年3月19日までを予定しています。

入札の経過ですが、4月15日に公告を行い、5月9日までを業者からの質問期間としていましたが、質問の提出はなく、またその後の5月22日の入札の受付締切までに入札参加申請がなかったことから、この時点で入札不調が確定したところです。

次に、31ページの入札不調を受けた今後の進め方についてですが、5月23日から5月30日までを事業者へのヒアリング期間として、不調となった要因の分析を行います。要因分析後速やかに今後の方針を決定し、議会へ方針を報告する予定としております。

方針が確定しましたら、教育委員会定例会においてもご報告をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○杉岡教育長職務代理者 説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんか。

ないようですので、本日の日程は以上でございます。

それでは、本日の定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後4時16分